

資 循 第 1 6 4 号

平成 23 年 5 月 26 日

市町村及び関係一部事務組合並びに広域連合
廃棄物行政主管課長 様

岩手県環境生活部資源循環推進課総括課長
(公印省略)

東京電力・東北電力管内における夏期の電力需給対策への協力について（依頼）

このことについて、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長別添のとおり
通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴市町村等が設置している一般廃棄物処理施設においては、特に率先して節
電に取り組まれるようお願いします。

なお、被災地の災害廃棄物の処理を行う廃棄物処理施設については、制限緩和の適用を受け
ようとする場合には、緩和を受けようとする日の 14 日前までに、経済産業大臣（東北経済産
業局）あて申請を行うことにより、契約電力上限まで制限緩和を受けることが可能となる見込
みです。

おって、経済産業省告示等に係る環境省からの通知がありましたら、改めてお知らせします。



環産産発第 110526001 号
平成 23 年 5 月 26 日

関係都県及び政令市
産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課長



東京電力・東北電力管内における夏期の電力需給対策への協力について
（依頼）

東京電力・東北電力管内では、電力需要のピークを迎える夏場において電力供給が不足する事態が想定されております。

政府では、5月13日付けで「夏期の電力需給対策について」をとりまとめ、両電力管内の全域で一律15%の需要抑制を目標とすることが決定されておりますところ、この度、電気事業法第27条による電気の使用制限の発動等が決定されましたのでお知らせします。

なお、電気の使用制限に当たっては、被災地の復旧復興や生命身体 の安全確保等の観点から、一部施設についてその制限の適用除外又は制限緩和が設けられており、災害廃棄物処理する廃棄物処理施設及び産業廃棄物の焼却又は分解処理施設についても、下記のとおり、一部施設について電気使用の制限が緩和されることとなっております。

しかしながら、今後の厳しい電力需給予測を踏まえ、廃棄物処理建屋の照明や空調の節電、夜間や土日の活用等による電力使用のピークシフトの実施、廃棄物処理施設機器の計画的な使用等により、より一層の節電に取り組むよう周知徹底をお願いするとともに、制限緩和の適用に当たって必要となる情報の提供等の協力方よろしくお願い致します。

記

<電気使用制限緩和の内容>

- 被災地の災害廃棄物の処理を行う廃棄物処理施設（被災地を含む）
契約電力量まで緩和
- 産廃処理事業者が設置する事業所（当該事業所内に法第十五条第一項の産業廃棄物焼却施設又は分解施設が設置されているものに限る。）であつて、当該産業廃棄物処理施設が当該事業所の主要な施設と認められるもの
削減率5%に緩和

環廃対発第 110525002 号

平成 23 年 5 月 25 日

関係都県廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課長



東京電力・東北電力管内における夏期の電力需給対策への協力について（依頼）

東京電力・東北電力管内では、電力需要のピークを迎える夏場に電力供給が不足する事態が想定されており、5月13日には、政府の電力需給緊急対策本部において、両電力管内の全域で一律15%の需要抑制を目標とすることが決定されました。また、契約電力が500kW以上の大口需要家については、電気事業法第27条に基づく使用制限が適用されることとなっております。

このような状況を踏まえ、製造業者等が輪番操業の導入等による節電を実施しているところ、一般廃棄物処理施設を含む公共施設においては特に率先して節電に取り組むことが求められます。

つきましては、このような今後の厳しい電力需給予測を踏まえ、管内自治体に対し、一般廃棄物処理施設において、建屋の照明や空調の節電、夜間や土日の活用等による電力使用のピークシフト実施や、自治体内の他の施設と共同で電力使用の調整等により、使用制限の基準（昨夏の使用最大電力を15%削減した値）を達成するよう周知徹底方よろしくお願いいたします。

また、上記による基準達成が困難な場合は、複数自治体の一般廃棄物処理施設において共同で電力使用を調整する等、管内の全ての一般廃棄物処理施設において使用制限の基準達成が確実に図られるよう貴都県における格別の御尽力を頂きますよう協力方よろしくお願いいたします。